

## 労働者派遣契約（別紙細目）

派遣元の労働者を派遣先に派遣させるにあたって次のとおり合意する。

(派遣先) 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市

堺市長 永 藤 英 機

(派遣元)

業務名	堺市就学援助金申請受付業務		
業務内容	①就学援助金申請受付事務（申請書記入内容等の点検・データ入力等） ②受付会場設営・受付業務模擬受講 ③その他、就学援助金申請事務に関すること		
事業所名称（事業所単位）	堺市		
抵触日	令和 年 月 日		
業務に伴う責任の程度	役職無し。稟議文書に関する決裁権限無し。部下0名。		
就業場所	堺区役所 中区役所 東区役所 西区役所 南区役所 北区役所	企画総務課 企画総務課 企画総務課 総務課 企画総務課 企画総務課	〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 〒599-8236 堺市中区深井沢町2470番地7 〒599-8112 堺市東区日置荘原寺町195番地1 〒593-8324 堺市西区鳳東町6丁600番地 〒590-0141 堺市南区桃山台1丁1番1号 〒591-8021 堺市北区新金岡町5丁1番4号
派遣期間	令和8年4月1日から4月30日まで		
派遣人員	12名		
派遣就業日及び休日	派遣就業日：本業務仕様書の「5. 就業期間等」に規定する日 休日：土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日		
就業時間及び休憩時間	就業時間は、本業務仕様書の「5. 就業期間等」に規定する時間による。 休憩時間は、本業務仕様書の「6. 休憩時間」の規定による。		
時間外労働	実施しない。		
深夜労働	実施しない。		
休日労働	実施しない。		
出張旅費	実施しない。		
福利厚生	昼食場所の確保（昼食の提供はありません） 更衣室		
被服貸与	貸与しない（業務に支障なく市民に不快な感じを与えない服装で勤務すること）		
派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	労働者派遣の役務の終了後、当該派遣者を派遣先が雇用することを希望する場合には、派遣先は派遣元へその旨を通知することとする		
指揮命令者	各区役所 西区役所	企画総務課長 総務課長	(補助者は各区役所 企画総務課課長補佐) (補助者は西区役所 総務課課長補佐)
派遣先責任者	堺市教育委員会事務局	学校管理部	学務課長
派遣先苦情担当者	堺市教育委員会事務局	学校管理部	学務課 奨学係長
派遣元責任者			
派遣元苦情担当者			
派遣労働者名簿	派遣元は派遣労働者の名簿を作成し、派遣先に提出するものとする。		
協定対象派遣労働者に限定するか否かの別	協定対象派遣労働者に限定しない。		
派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別	無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定しない。		